

第16回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第130号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第131号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第133号 非農地証明願について
- 議案第134号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
- 議案第135号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 議案第136号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について

6. その他

- 1) 営農面談及び新規就農者ヒアリング資料について
- 2) 今後の予定について
- 3) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚

事務局

それでは、西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
よろしくをお願いします。

職務代理者

皆さん、こんにちは。このような忙しい状況のときに出席いただきまして、どうもありがとうございます。

緊急事態宣言が解除となりまして、総会も正常にできるようになりました。しかし、コロナウイルスが消滅したわけでもないし、またそういう薬ができたわけでもありませんので、3密を避けながらやっていきたいと思っております。

ただいまより第16回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は田中委員が少し遅れるとの連絡が来ております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策の時間短縮のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議 長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。宗孝幸委員と原田正成委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第130号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

事務局より説明いたします。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいまあっせん候補者の申出が2名出ております。これにつきまして何か質問、意見がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、あつせん譲受候補者の登録に許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

議長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

議案第131号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

受付番号1番から御審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 それでは、受付番号1番の説明をお願いいたします。

農業委員 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、2番をお願いします。

事務局 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、受付番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続きまして、受付番号4番をお願いします。

農業委員 受付番号4。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと審議に入る前に3条に関わる審査表の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法3条許可申請につきましては、こちら3ページに記載しております審査表が判断材料となります。こちらにつきましては、7つの審査項目に1つでも「いいえ」に該当する場合につきましては、原則許可できないという内容でございます。

こちら1番以外、2、3、4番につきましては全て「いいえ」に該当しております。1番につきましては、訂正いただきました50アールに達しないという部分に「はい」で該当するという内容でございますので、こちら書類審査上、1番につきましては許可相当ではないという判断もできる状況でございます。以上でございます。

議長 ということで、番号1番につきましては50アールには達しないということで「はい」ということになっております。

1番から4番につきまして、質問、意見がありましたらどうぞ。事務局。

事務局 一応、1番につきまして、事務局が聞き取りをおこなった内容を少しお伝えしたいと思います。議案書にも記載されておりますとおり、貸付面積が64アールあります。こちら地元の法人に貸付けされておまして、来年6月までの契約期間でございます。来年まで契約があれば継続したい考えもあると。

また、申請人もサラリーマンをしておるところで、59歳になられる方なんですけれども、あと数年働きたい部分もあると。今回申請を頂いて、秋口頃に解約も考えてはおるけれども、ちょっとはっきり分からないという状況の中での申請でございます。

また、譲渡人が御高齢というところもあり申請のほうについては出したという内容で受けた次第でございます。

以上、補足等、聞き取りした内容のほうをお話しさせていただきます。

た。よろしく申し上げます。

議長 2番から4番は別に問題はないかなと思いますけれども、1番につきまして何か質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員 1番は農地法上、別段問題ないんですか。50アール、贈与ということですから問題ないですか。

議長 事務局。

事務局 農地法の3条の許可基準につきましては、譲受人の状況の審査というのが大半でございまして、やはり譲り受ける方が農業の技術とか農業従事者、機械等を含めて適正に管理できる方かという審議と、農業経営が50アール以上有しているのが規定上でございます。

また、ハウス等でもない。露地ということで、集約的農業という呼び方もできないだろうということでございます。御質問の問題ないかという部分であれば、50アールに達していないというところが基準上、引っかけます。

議長 これにつきましては、地元委員、印鑑を押しておるのは。

農業委員 それは分かりませんでした。

農業委員 もともと問題があるものを農業委員会で決議ということですか。

議長 事務局。

事務局 そうですね、申請されれば受けざるを得ないという状況でございます。例えば、この場で決を出すのか、事情を確認するかという部分はあるかと思いますが、受付を拒むことはできないと。受付を上がってしまうと、この総会の場で諮るということになりますので、拒めなかった状況でございます。

議長 それで、これは50アールに満たないということで、継続審議という形に持っていきたいなどは思っております。そして、次の調査部会でこちらと面談をして、どのようにされるのか。この64アールの分の契約を白紙にして自分のものにして取得をするか。あと1年ぐらい待って、その契約が切れてからされるのかといったところも十分に聞き取り調査をしながら持っていきたいなどは思っております。

1番だけ、ちょっと採決を採りたいと思っております。受付番号1番につきましては継続審議という形に持っていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 じゃあ、そういうことでお願いします。

それでは、ほかの受付番号2番、3番、4番につきましては、質問、意見はどうでしょうか。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。

受付番号2番、3番、4番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。では、そのようにいたします。

議長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第132号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、これにつきましては第2調査部会が調査に当たっております。第2調査部会長より報告をお願いいたします。

調査部会長 今回は第2調査部会が調査いたしました。

6件の新規就農の面談と13件の議案について審議しましたので報告させていただきます。

まず、7ページの「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の9ページをお願いいたします。別冊の現地調査資料の2ページもお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設のため、不許可の例外に該当して問題ありません。また、地元説明会の状況や申請人についての実態を地元委員や申請代理人への聞き取りを行いました。

第2調査部会としては、関係各課から支障となる意見がないことや、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の14ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査資料の3ページと4ページも見てください。

議案書にあるように、この申請地は平成29年7月に一部を駐車場として転用許可が出されています。

農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる転用のため許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から支障となる意見がないことや、周辺農地への影響がないことから、許可相当と判断しています。

番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

議案書の20ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査資料の5ページと6ページも見てください。

農地区分は第2種農地です。ほかに代替地もないことから問題ありません。

第2調査部会としては、開発許可の対象案件であり、関係各課にも支障がないことや申請人の農地の一部で営農への影響もないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の25ページと、別冊の現地調査資料の7ページと8ページを御覧いただきます。

農地区分は第2種農地です。ほかに代替地もないことから問題はありませぬ。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障があるような意見もないこと、営農への影響もないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、番号5番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の30ページの地図と、別冊の現地調査資料の9ページと10ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設のため、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課からも問題となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の37ページの地図と、別冊の現地調査資料の11ページと12ページをお願いします。

農地区分は第3種農地で問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課からも支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断しています。以上です。

議長 ．ただいま5条に關しまして6件ありました。質問、意見がありましたら、お願いいたします。どうぞ。

農業委員 3番ですね。この倉庫は何を置かれるんですか。

議長 事務局。

事務局 こちら倉庫建築ということで、倉庫内に産業機器の設計、製作販売ということで書いています。この倉庫に何を置くかというところまでの記載はございませんが、事業用に必要な倉庫という内容でしか申請書に記入がない状況になっております。すみません。

議長 よろしいでしょうか。

5番委員 はい。

議長 ほかに意見は。どうぞ。

農業委員 受付番号1番の資材置場ということですが、自営業という、何の資材置場にされるか。

議長 事務局。

事務局 こちらにつきましては、第2調査部会のほうからも自営業ということで、調査をするように確認されておりました。こちらは申請代理人のほうから聞き取りますと、外柵工事、タイル工事、基礎工事がメインの業種というところで、今回計画図にあるように申請地北側の住宅に住まわれるということで、このような資材置場を計画したいという内容でございました。以上でございます。

議長 よろしいですか。
ほかに何か質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 許可申請の基準表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 今回、6件の5条申請が上がっておりますが、こちらにつきましては6ページに記載しております一般基準と、7ページ以降に記載しております立地基準により許可の可否を審議していただくこととなります。

まず、6ページの一般基準の分になりますが、こちら全て適当、該当なしというところで、一般基準の分につきましてはクリアしている内容でございます。

7ページの立地基準でいきますと、受付番号1番につきましては第1種農地というところで原則許可できないところではございますが、集落に接続した農地ということで、集落に居住する者が自分の業務上必要な施設をやりたい場合につきましては例外許可基準がございますので、こちらの立地基準はクリアするというものでございます。

2番につきましては、こちら第1種農地という内容でございますが、こちらにつきましても公益性の高い転用につきましては第1種農地の中でも例外規定が適用される内容でございます。社会福祉事業で、公益性が高い事業所の敷地という内容での例外規定に該当するというものでございます。

3番につきましては、こちら第2種農地ということで広がりがない農地でございますが、代替地がないと見込まれますし、こちら立地基準は問題ないと。

続きまして、4番でございます。

こちらにつきましても、5ヘクタール以下の広がり農地でございますので第2種農地でございます。こちらにつきましても代替地がないというところで、立地基準のほうもクリアするというものでございます。

5番につきましては、こちら第1種農地でございますが、集落に居住する者が業務上必要な施設という状況になりますので、こちら例外規定に、許可の例外に該当して立地基準上はクリアするという内容でございます。

6番につきましては、第3種農地ということで原則許可できるという農地区分でございますので、以上6件、一般基準、立地基準につきましては、書類上の審査では許可相当と判断できるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に移ります。

5条の番号1番から6番まで、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員。

議長

次に移ります。事務局。

事務局

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第133号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

この非農地証明願につきましても、第2調査部会が調査しております。報告をよろしくをお願いいたします。

調査部会長

議案第133号「非農地証明願について」。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の44ページの地図をお願いします。現地調査資料の13ページと14ページも御覧ください。

現地はまだちょっと手を入れれば耕作可能な状況でありましたので、第

2 調査部会では非認定相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の46ページの地図と、現地調査資料の15ページと16ページを開いてください。

現地は住宅の庭の一部となっており、建物登記簿や航空写真を確認したところ、20年以上経過しているということが認められました。現在の状況から、第2調査部会では認定相当と判断しています。

番号3。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の48ページの地図をお願いします。現地調査資料の17ページと18ページも御覧ください。

現地はもともと柑橘系の木が植樹されていたようですが、大きな老木が生い茂っておりました。農地への復元が困難であると認められました。現地の状況から、第2調査部会では認定相当と判断しています。

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の50ページの地図と、現地調査資料の20ページと21ページをお願いします。

現地は老朽化した大きな栗の木が植樹されていました。大体四、五十年ぐらい植えられてたっているのではないかと思います。栗の木の枝があちこち朽ちて落ちておりました。実を取った形跡もない、いが栗もないような状態でしたので、もう実もなっていないんじゃないかという状況でした。また、その農地には機械が通れるような道もなく、継続して営農できるような状態ではないと認められました。

現地の状況から、第2調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の52ページの地図と、現地調査資料の21ページと22ページをお願いします。

現地の周囲は元々コンクリートの製造を行ってありましたが、もう全部

撤去されて更地状態でした。現地は雑種地に囲まれ、過去に転用届を受理されており、農地としての継続利用は認められない状況であることが認められました。

現地の状況から、第2調査部会では認定相当と判断しています。
番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の54ページの地図を御覧ください。現地調査資料の23ページと24ページをお願いします。

現地は小さな竹が密集し、とても前へ進むことができないような状態で、農地への復元が困難であると認められました。

現地の状況から、第2調査部会では認定相当と判断しています。以上です。

議長

非農地証明願につきまして、6件出ております。その中で、番号1番が調査部会では非認定相当ということで発表がされております。

先ほどの説明がありましたように、荒れているのは荒れていますけれども、草刈り機程度ですぐ畑に復元できるというような状況でしたので、非認定相当であると調査部会では判断をしたということです。

それと、もう一件引かかるのが番号4番の、これは栗畑でありまして、これがもし栗の実がなっていれば、あそこは樹園地として認められるんじゃないかと。

ただ、栗の殻も落ちていませんでしたので、もうほとんどないんだらうなということで、これはもう古木といいますか、大きな雑木という格好で判断したということで認定相当ということにしております。

きれいにしてあったらどこからでも、道はなくても今まで作付してあったんですからできると思っておりますので、そういった判断で今度からは推進委員さんが見て回るわけですけれども、そのへんを確認したいなというふうに思っております。

何か皆様方から意見、質問がありましたら。どうぞ。

農業委員

今の栗畑の老木といいますか、これは何本かやっぱり栗畑として残っている状態なのか、それとも1本だけなのか。

議長

いや、もう何本も大きな木が並んで、下草もある程度刈ってあって、今まで管理はされてあったのはあったのかなと思いますけれども、その大きな木の枝まで落ちて、恐らく途中から腐って落ちているという状況だったんですけれども、もう実がなっていないから、これは樹木だという判断で

見ておりました。

調査部会長 木は枯れて落ちている状態でした。いが栗、栗の殻があるはずですが全然見当たらず実もなっていないのでこれは無理じゃなかろうかということで判断しました。

議 長 何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、まず番号1番ですけれども、これは非認定相当であるという意見ですけれども、この1番を非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。
あとは、2番、3番、4番、5番は。4番をちょっと聞いてみますか。
じゃあ、4番を認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

議 長 それでは、2番、3番、5番、6番につきまして、認定相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。
これで1時間程度たちますので、ちょっと休憩に入ります。
よろしく願いいたします。

(休 憩)

議 長 戻られましたので、審議に移りたいと思います。事務局。

事務局 議案書の56ページをお願いいたします。
議案第134号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集

積計画の決定について（利用権設定）」御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては、利用権設定の内容でございます。事務局のほうより説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 事前に配ってあったので、皆さん、目を通しておありかとは思いますが、何かこれにつきまして質問なりがありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員 あっせん売買によって買われた土地の所有者になられた方は、3年間とはにかくやってくださいというようなお話を聞いていたんですけれども、それがなされないまま1年ぐらいで利用権設定されているところがあるんですね。そういうところはどうしたらいいのかと。一応、本人にもちゃんと3年間は作ってくださいねということで。

議長 数年ぐらいは作ってくださいというふうにはなっていますが、事情があるであろうから、1年ぐらいまでならどうか大目見てはどうかというふうには思いますが、事務局、どういったふうな考え方でしたほうがいいだろうか。

事務局 確かに農地法第3条で購入するということにつきましては継続して経営していくという内容で審査し、許可を受けたと考えます。あっせんについても同じですけれども。

それで、以前、3年3作という言葉につきましては、もう10年以上前に撤廃されたという部分はあるんですけれども、やっぱり継続して経営という部分については残っているかと思います。

ただ、議長のほうも言われましたとおり、何らかの事情の部分については十分考慮できる内容ではないかということもございます。具体的にはありませんが、原則考え方としましては、取得した農地は継続して営農というのが基本線だとも思いますし、何らかの事情についても考慮できるものかと思います。ちょっと正しい答えではないかと思いますが、何らかの事情があれば認めざるを得ないのではないかという気もいたします。以上でございます。

議長 どうでしょうか。

農業委員 何らかの事情は何かなということがあるんですけども、もしそうなった場合ですと、やっぱり本人さんが入られるところで事情を聞くなり、せっかく買ってもらっているのに、すぐ貸借されているのを見ると気持ちいいものではありませんし、そこら辺のところはもう少し利用権を設定されるときに、事情なり、何ら聞かれるなり、もう少しきちんとしていただきたいというのがあります。

議 長 事務局。

事務局 そうですね。農地法の3条許可申請につきましては必ず土地の登記簿、全部事項証明もつけて、所有権の移転の経過等を確認して進めておるわけですけれども、利用権設定につきましては設定申出を1枚紙というところでございます。

ただ、受付期間等、4月末なら末で締め切っていますので、御指摘があったように所有権の経過等を確認しながら、特別な事情等も聞き出せるように今後精査していきたいと思います。申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

議 長 ということですので、よろしくお願ひいたします。
ほかに何か意見、質問ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、この利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第135号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」でございます。こちらは所有権移転でございます。内容のほうを説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上2件でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま中間管理機構による基盤強化促進法に基づく利用集積ということで、何かこれにつきまして意見、質問がありましたらお願ひいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

この利用集積計画に同意されます方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議 長

全員。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の59ページをお願ひいたします。

議案第136号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議をお願ひいたします。

議 長

これにつきましても、第2調査部会が現地を見ております。説明をお願ひいたします。

調査部会長

議案第136号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」ということで報告いたします。

議案書の59ページをお開きください。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の60ページの地図と、現地調査資料の25ページと26ページをお願ひします。

現地は申請人の宅地の北側の高台にあり、きれいに管理されておりました。周囲は竹や老木で埋まっており、住宅敷地からの進入しかできず、ま

た遊休農地となっていました。管理はされていましたが、作付はされていませんでした。

現地の状況から、第2調査部会では指定相当と判断しています。以上です。

議長

ただいま説明がありました。これにつきまして何か質問、意見ありましたらお願いいたします。事務局。

事務局

すみません、住宅に附属する農地の指定申請というところで、土地につきましては申請の方が所有しています。住宅の所有者は土地の所有者の配偶者。

ということで、取扱い基準の中でございます住宅に附属する農地という部分につきましては、農地の所有者、住宅の所有者が原則一致するものというところが原則論でございます。今回、建物登記が申請人の配偶者。宅地の土地及び農地の所有者が申請人という状況でございまして、同一所有者という考えが頂けるかどうかというところも併せて御検討いただければと思います。

議長

それでは、続いて事務局のほうに住宅に附属する農地指定審査表の説明をお願いいたします。

事務局

こちら住宅に附属する農地の指定申請につきましての審査表ということで、58ページに記載している内容でございます。先ほどちょっと申しましたとおり(1)番、住宅の所有者と農地の所有者が原則して同一というところで、こちらは適当ではないかというところでは示しておりますが、こちらはちょっと併せて判定いただきたいと思っております。

(2)番の権利設定につきましてはございませんので、適合しております。

(3)番につきましても該当がないため、適合というところ。

(4)番につきましても、同一地内、すぐ住宅の南側が申請地ということで、適合しております。

原則として20アール以内の農地でございます。こちらも適合と。

全部または一部が遊休農地であるということで、調査部会長の報告のとおり、作付の分がなかった。いわゆる遊休農地化しておると。こちらにつきましても適合しておるという状況でございます。

(7)番でございますが、住宅の権利移動に伴い、移動させることが適当な農地であるという部分につきましては、近々引っ越されるという内容で判断して適合ではないかというところでございます。

以上、審査表につきましての説明を終わります。

議長

事務局に1つ質問があります。

申請人と、この住宅の所有者は住所が違っていますね。これはどういうことですか。

事務局

事務局のほうも戸籍の抄本等を取り寄せたんですけども、夫婦関係ではございますが、住所のほうはこちらに記載しておる内容で間違いございません。

議長

分かりました。

みなさん他に意見、質問がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、意見もないようですので採決に移ってよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決に移ります。この住宅に附属する農地指定に対しまして指定することに同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員。

それでは、次に農地集積のところで新規就農者の面談を第2調査部会で行っておりますので、その報告をよろしく申し上げます。

調査部会長

それでは、新規就農者のヒアリングについて報告いたします。

今回は6人の方の面談を行いましたので、報告いたします。

まず、1人目。

【資料に基づき報告】

第2調査部会としては、賃料が高いことや資金調達面については不安が残りますが、配偶者の方も農業に従事されるということも聞き取りましたので、何とか成功していただきたいと思いました。本人には頑張ってくださいと声をかけております。

続きまして、2人目。

【資料に基づき報告】

第2調査部会としては、収入面や本人の職業柄、営農面積は問題ないと考えております。

続きまして、3人目。

【資料に基づき報告】

第2調査部会としては、しっかり技術も身につけられているので大丈夫ではないかと思っております。

4人目。

【資料に基づき報告】

第2調査部会としては、配偶者の方も農業に従事されることも聞き、技術面や労働力の面も充実しているのではないかと期待しております。

5人目。

【資料に基づき報告】

第2調査部会としては、本人が本格的な農業は初めてであるということをおっしゃっていただきましたが、技術的なことや収入の面を心配していましたが、婚約者も農業に従事されることの話がありましたので、期待しております。本人には、早く自立できる経営を目指してくださいと声をかけております。

6人目。

【資料に基づき報告】

第2調査部会としては、収益計画もしっかりされていることや技術面、雇用面も問題はないと思っております。

本人にはいいものをしっかり作っていただき、売上げを上げてもらうように声をかけております。以上でございます。

議長

新規就農者の面談につきましては報告で終わらせていただきます。

議 長 続きまして、その他の項で農政対策委員会の報告をお願いいたします。

農業委員 【資料に基づき報告】

議 長 それでは、今後の予定について事務局よりお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

事務局 以上です。それでは、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長 今日本当に皆さん慎重審議ありがとうございました。
これを持ちまして第16回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和2年6月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

1 2 番 宗 孝 幸

1 8 番 原 田 正 成

